

## 第18回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後2時00分～午後2時33分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(29名)
4. 欠席委員(1名)

### 5. 議案

#### 議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 岩石採取計画の認可申請にかかる意見について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地転用事業計画変更申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の決定について

議案第6号 内子町都市計画マスタープラン等策定及び用途変更の検討について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から9月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が14名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。大変なことが起きていまして、また、能登半島のほうで大きな災害が起きております。地震でかなりの被害を受け、その中で復興を進めながら作物の収穫期を迎えておりますが、水害でまた大きな被害を受けられているようです。また、今回の災害で亡くなられた方にはお悔み申し上げるとともに、被災にあった方にお見舞いを申し上げます。

次に、本町では落葉果樹を中心に収穫のピークを迎えております。皆様の作物の成績が良いことを願っておりますが、最後まで十分気を付けて管理していただけたらと思います。

続きまして、今月6日に八幡浜で研修会が行われました。参加していただいた皆さんありがとうございました。研修の中で、法律改正の話がありました。農地法、農業経営基盤強化促進法の一部改正ということで農業委員会にもかかわる内容となっております。今後、改正点などを学習しご理解いただき、今後の活動に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまより第18回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、15件、報告第2号、岩石採取計画の認可申請にかかる意見について、1件、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、1件、議案第4号、非農地証明について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、議案第6号、内子町都市計画マスタープラン等策定及び用途変更の検討について、1件、

事務局

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は15件でございます。議案書のほうは1ページから23ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、14ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ております。

本件は、●地区担当の委員さんになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、岩石採取計画の認可申請にかかる意見について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号について、ご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。依頼書につきましては、24ページから28ページになります。24ページにお戻りください。

採石法第33条の規定に基づき、大洲土木事務所長より、岩石採取計画の認可にかかる意見を求められております。現在の事業を継続する旨の申請であり、特に問題ないと思われることから、意見の回答期限が9月20日までとなっておりましたので、事務局長専決により「意見なし」と回答しましたのでご報告させていただきます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第1号について説明いたします。地図の方は、30から32ページになります。

この案件につきましては、令和6年5月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 979㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、倉庫の建築です。

転用の理由といたしまして、申請人は大工業を営んでおりますが、事業に必要な資材を保管するための倉庫や作業スペース、露天木材乾燥場などを確保したいとのことです。申請地は、既に転用され無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、現状のまま利用するため土砂の流出の恐れはなく、排水機能を設けて雨水等の処理をすることから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

9月20日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は大工仕事で利用する木材の保管や作業スペースを確保するため、申請地を利用したいとのことです。申請地は、すでに倉庫が建っており、違反転用となっておりますので始末書を提出しているとのことです。

現地を確認しましたが、周辺の農地への影響は少ないものと思われる

- 番
- 委員

ることから、特に問題はないと思われます。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1について説明いたします。議案書の33ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は34から36ページになります。

この案件につきましては、先ほどの議案第1号に関連するもので、令和6年5月定例会において農用地からの除外申請についてご承認いただいたものです。33ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 23㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は進入路です。

転用の理由といたしまして、申請人は大工業を営んでおり、事業に必要な倉庫を建築して利用する計画ですが、道路からの進入路がないことから、申請地を取得し進入路として利用したいとのことです。申請地は、既に転用され無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。現状のまま利用し、既にコンクリート舗装されていますので土砂の流出の恐れはなく、雨水は水路へ排水することから周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

9月20日、●委員さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは大工業で使用する倉庫を建築したいとのことですが、道路からの進入路がないことから、申請地を譲り受けて利用したいとのこと。申請地は、すでに進入路として利用されておりますので、始末書を提出しているとのこと。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと思われ、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2を審議しますが、関連がありますので、議案第3号の農地転用事業計画変更申請と併せて一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、始めに議案第2号の2についてご説明いたします。議案書の33ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は37から39ページになります。33ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 247㎡、畑1筆 367㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場等です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんが役員を務める●は土木業を営んでおりますが、既存の事業地が手狭で不便なため、●さんが申請地を取得し、貸資材置場及び貸露天駐車場として利用したいことです。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますの

事務局

で、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は浸透により排出することから、周囲への影響はないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の40ページをご覧ください。地図の方は42ページから44ページになります。40ページにお戻りください。

申請地につきましては、先程ご説明した議案第2号2の隣接地で、内子町●の農地、畑1筆 410㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

変更申請の理由といたしまして、●さんは貸資材置場等を整備する目的で、令和6年7月11日付けで農地法第5条の許可を受け、所有権移転を行い転用工事に取り掛かっております。しかし、その後、転用計画が変更になり、貸資材置場を拡充したいとして今回申請を行うものです。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。1番から6番まで順番に説明いたします。

1番については、転用許可により所有権移転をしているため、旧所有者が農地として効率的に利用されるとは認められないこと。2番については、転用許可後に事業計画が変更となり隣接地と合わせて転用するもので、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。3番は、変更後の転用計画は、貸資材置場等として効率的に利用できるよう整備するもので、当初の許可内容の転用事業を承継して遂行するため、緊急性及び必要性があると認められること。4番は、変更後の転用事業計画は妥当であり、事業計画に従って実施されることは確実と見込まれること。5番は、変更前と同様に、造成の際は土留工を設けて土砂の流出を防止することから、転用による影響は変更前の転用事業と同程度と認められること。6番は、立地基準及び一般基準ともに許可相当であると見込まれることから、事務局としては、この転用事業計画変更申請には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

9月17日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

●委員

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をし

- 番
- 委員

ております。●は、業務用の資材物置が手狭になってきたことから、●さんが申請地を取得したうえで、●に対して貸し付けたいということでもあります。

また、5条申請の隣接地は転用許可を取っておりますが、今回一体利用したいとのことから事業計画変更も合わせて申請を出しているとのことです。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の2及び議案第3号を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第2号の2及び議案第3号を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。議案第4号の1は取り下げになりましたので、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書別冊の1ページをご覧ください。議案第4号の2についてご説明いたします。地図の方は、2、3ページになります。1ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 933㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。現地写真は6、7ページになります。5ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は周囲が山林のため日照条件が悪く、イノシシ等の鳥獣被害が増加したため耕作が困難なことから、平成10年頃に耕作をあきらめて、そのまま現在に至ったものです。耕作が放棄されて20年以上経っており、現在は竹などが生い茂り農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

9月20日に農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は鳥獣被害が増加して収穫量が少なくなったことや、周囲が山林となっており日照時間が短いことなどから、やむを得ず耕作をあきらめて現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、竹や雑木などが生い茂っており、農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の48ページをご覧ください。内子町長より令和6年9月6日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和6年9月30日です。

集積計画の概要ですが、49ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田4筆 5,423㎡、畑1筆 17,617㎡、合計 23,040㎡です。

集積計画の内訳については、50ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします

事務局

1番 内子町●の農地、畑1筆 17,617㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、高知県●の●さんと●さんで、使用貸借権の新規設定です。

事務局

2番 内子町●の農地、田4筆 5, 423㎡です。  
貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第6号、内子町都市計画マスタープラン等策定及び用途変更の検討について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第6号について、ご説明いたします。本日配布した議案書別冊の4ページをご覧ください。依頼書を載せております。5ページは、図面になります。4ページにお戻りください。

内子町都市計画マスター等策定及び用途変更の検討について、内子町長より、令和6年9月18日付けで農業委員会に意見を求められております。

現在の都市計画マスタープランは、平成9年に策定され20年以上が経過していることから、今年度都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を新たに策定し、その際、用途についても一部変更する計画となっております。変更箇所については、5ページをご覧ください。緑色の斜線の箇所が、現在第2種低層住居となっているところを準工業地区に変更するもので、その他は大きく変わることはありません。また、地域計画への影響もないことから「意見なし」として回答したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(発言なし)

会長

異議なしと認め、「内子町都市計画マスタープラン等策定及び用途変更の検討については、「意見なし」として報告いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。